

## 埼玉県施設型給付費等に係る処遇改善等加算(区分3)に係る研修 (幼稚園・認定こども園)の実施主体認定要綱

### 第1 目的

本要綱は、「施設型給付費等に係る処遇改善等加算(区分3)に係る研修修了要件について(令和7年9月16日付けこ成基202号・7初幼教第4号こども家庭庁成育局保育政策課長・こども家庭庁成育局成育基盤企画課長・文部科学省初等中等教育局幼児教育課長連名通知)」に基づき、幼稚園又は認定こども園に対して研修を実施する幼稚園・認定こども園関係団体等について、処遇改善等加算(区分3)に係る研修の実施者(以下、「研修実施主体」という。)として認定するにあたり必要な事項を定めるものである。

### 第2 認定の要件

知事は、研修実施主体として認定を受けようとする者(以下、「申請者」という。)が次のアからキの要件を満たすと認められる場合に研修実施主体として認定することができる。

#### (1) 幼稚園に対する研修

- ア これまで幼稚園教諭又は保育教諭等に対し研修を実施してきた実績を有すること。
- イ 研修内容が幼稚園教育要領等を踏まえて教育の質を高めるための知識・技能の向上を目的としたものであること。
- ウ 実施する研修が体系的に整理されているとともに、個々の研修の目的及び内容が明確となっていること。
- エ 研修の安定的、継続的運営に必要な財政基盤を有していること。
- オ 研修修了の証明及び研修受講歴の情報管理を行う能力を有すること。
- カ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に掲げる暴力団、同条第6号に規定する暴力団員である役職員を有する団体並びにそれらの利益となる活動を行うものでないこと。
- キ その他、本要綱に定める事項が遵守されること。

#### (2) 認定こども園に対する研修

- ア これまで保育教諭・幼稚園教諭・保育士等に対し研修を実施してきた実績を有すること。
- イ 研修内容が幼保連携型認定こども園教育・保育要領、幼稚園教育要領、保育所保育指針を踏まえて教育及び保育の質を高めるための知識・技能の向上を目的としたものであること。
- ウ 実施する研修が体系的に整理されているとともに、個々の研修の目的及び内容が明確となっていること。
- エ 研修の安定的、継続的運営に必要な財政基盤を有していること。
- オ 研修修了の証明及び研修受講歴の情報管理を行う能力を有すること。

カ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に掲げる暴力団、同条第6号に規定する暴力団員である役職員を有する団体並びにそれらの利益となる活動を行うものでないこと。

キ その他、本要綱に定める事項が遵守されること。

### 第3 認定の申請

申請者は、「処遇改善等加算（区分3）に係る研修の実施主体（認定・変更）申請書（幼稚園・認定こども園）」（様式第1号）に以下のアからクの関係書類を添付し、知事に提出しなければならない。

ア 団体概要等

団体の概要が分かるもの（設立趣旨、事業内容パンフレット等）

イ 定款又は寄付行為

定款又は寄付行為及び登記事項証明書（提出日前3か月以内に発行されたもの）又はこれに準じる書類

ウ 研修組織及び連絡先等一覧（様式第2号）

エ 研修実績報告書（様式第3号）

直近の年度の研修実績（研修名、研修日時・場所、研修の内容、主な講師、参加者数等）を記載した書類。申請者が統廃合や分割などで新たに設立した団体である場合は、継承前の団体の実績を添付することができる。

オ 研修体系・研修の主な内容（様式第4号）

団体で行っている研修名、主な研修目的・内容を記載した書類

カ 研修修了の証明方法及び研修受講歴の情報管理の方法（様式第5号）

キ 団体の役員名簿

認定申請時点の役員名簿を添付する。

ク 欠格事由に該当しない旨の誓約書（様式第6号）

### 第4 認定の審査

知事は、申請者が提出した第3の書類等により、第2の認定の要件を満たすものか審査する。

### 第5 審査結果の通知

知事は、審査結果を「処遇改善等加算（区分3）に係る研修実施主体認定通知書」（様式第7号）により申請者へ通知する。

### 第6 認定の公表

知事は、研修実施主体として認定した団体を県ホームページに公表する。

### 第7 認定事項の変更申請

研修実施主体は、認定を受けた翌年度以降、認定に係る内容の変更が生じるときは、「処遇改善等加算（区分3）に係る研修の実施主体（認定・変更）申請書（幼稚園・認定こども園）」（様式第1号）により、速やかに知事に申請しなければならない。ただし、軽微な変更である場合は、この限りではない。

## 第8 廃止届

研修実施主体は、研修事業を廃止する場合、あらかじめ「研修実施主体認定廃止届」（様式第8号）を知事に提出しなければならない。

## 第9 調査及び指導

知事は、研修の適切な実施を確保するため必要があると認められるときは、その必要な限度で、研修実施主体の長に対し、研修方法その他の事項に関し報告を求め、若しくは指導をし、又は当該職員に帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

## 第10 認定の取消

知事は、研修実施主体が次の各号のいずれかに該当するときは、認定を取り消すことができる。

- 一 研修実施主体から認定取消の申し出があったとき
- 二 認定の要件を満たさないと認められたとき
- 三 虚偽の申請により認定を受けたとき
- 四 第9の規定による調査及び指導を正当な理由なく拒否し、指示に従わなかったとき

## 第11 認定期間

認定の効力は認定した日以降継続する。ただし、第10により知事が認定の取り消しを行った場合は、この限りではない。

## 第12 個人情報の管理

研修実施主体は、個人情報取扱責任者を選任し、研修実施にあたり個人情報の漏えい、滅失、棄損の防止その他個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

## 第13 その他

この要綱に定めるもののほか、研修実施主体の認定について必要な事項は、別に定める。

附則

第1 この要綱は、令和7年4月1日から適用する。

第2 「埼玉県施設型給付費等に係る処遇改善等加算Ⅱに係る研修（幼稚園・認定こども園）実施主体認定要綱」（以下、「旧要綱」という。）は廃止する。なお、旧要綱に基づく認定は、本要綱に基づく認定とみなす。

附則 この要綱は令和8年3月11日から適用する。